

令和3年6月24日

大川原化工機株式会社 御中

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア

イーストタワー19階

TEL 03-6212-8100 FAX 03-6212-8118

和田倉門法律事務所

弁護士 高田 剛

弁護士 鄭 一志

弁護士 河村 尚

弁護士 瀬川 慶

弁護士 小林 貴樹

拝啓 益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

さて、下記事件に関しまして、下記のとおりご報告申し上げます。

敬具

期日報告書 9

事件番号	令和2年特（わ）第858号 令和2年特（わ）第1327号
被告人	大川原正明、島田順司、大川原化工機株式会社
事件名	外国為替及び外国貿易法違反、関税法違反
期日	第9回期日（打合せ期日） 令和3年6月23日（水）16時00分から17時00分まで
次回期日	令和3年7月16日（金）13時30分

期日経過要旨

裁判所：期日間に、今後の進行について当事者間で相当やり取りがなされたようであるが、[REDACTED]証人の証人尋問（7月16日予定）と[REDACTED]証人の証人尋問（8月3日予定）を、現在弁護人からなされている証拠開示請求の件が終わった後に実施すべきことについては、双方異論がないものと認識している。

また、検察官からは、冒頭陳述ができないから期日を延期してほしいという意見が出ているが、起訴時点の法解釈を前提に立証すべき事実を述べればよいのだから、(弁護人の主張を踏まえて証拠や主張を補充することもあり得るとしても、)冒頭陳述ができないということはあり得ないだろうと考えている。

次に、[REDACTED]証人・[REDACTED]証人の尋問を後ろ倒しにすることに伴い、他の証人の尋問を先に実施できないかという点だが、[REDACTED]証人とシスティックの[REDACTED]証人及び[REDACTED]証人については、過去の事実関係を尋ねる分には証拠開示前でもできるだろうと考えている。他方、弁護人から提案のあった[REDACTED]証人ほか弁護側証人の尋問を先に実施するという案については、あくまで検察官立証の後に弁護人立証を行うのが原則であることから、採用しがたいと考えている。ただし、[REDACTED]証人・[REDACTED]証人・[REDACTED]証人の後、[REDACTED]証人・[REDACTED]証人より前に弁護側証人を尋問することはありうる。

以上を踏まえて、今後の進行としては、8月3日の期日を冒頭陳述等に充て、8月5日の期日に[REDACTED]証人、その後[REDACTED]証人、[REDACTED]証人と尋問を実施し、その間、並行して証拠開示や争点整理を進めていくということを検討しているが、どうか。

検察官：起訴時点の証拠関係で冒頭陳述を行えるのではないかという点であるが、検察官としては、起訴当時に認識していたものとは異なる問題が浮上してきているものと考えている。

要件ハの解釈に関連して、機械がどのような状態にあるときに滅菌殺菌を要するのかという点について、検察官側で検討が不足していたところがある。すなわち、検察官側では、元々、機械内部に何も

ない状態で滅菌殺菌できればよいと考えていたのだが、弁護人の主張や証拠を検討する中で、弁護側としては内部に粉体がある状態で滅菌殺菌できる必要があると考えているのではないかと認識するに至っており、菌の粉体の製造後の状態で滅菌殺菌できることが必要なのか、再度検討しなければならないと考えている。また、検討の結果、粉体製造後を想定しなければならなければ、機械の温度の上昇条件や菌の状態についての前提条件が変わるから、現状のままでは立証が不足するかもしれない。

そのため、解釈と追加立証について検討したうえで冒頭陳述を行うべく、期日の延期をお願いしたい。

裁判所：率直な意見を頂いたが、それ故に期日を延期することは難しい。冒頭陳述というのは公判前整理手続がなければ本来起訴直後になされるべきものであって、冒頭陳述ができないというのは聞いたことがない。

裁判所としては、証拠開示の関係で公判が後ろ倒しになること自体避けがたいので、7月中の実施にこだわる必要はないが、8月3日には実施する方針で考えている。

経産省関係者やシステック関係者について立証事項に変動があれば再度尋問すればよいし、本件は元々経産省案件であるから、経産省関係者のスケジュール等に配慮すべき理由も乏しい。

期日の延期については弁護人から求められることははあるものの、本件では検察官から求められており極めて異例である。被告人を不安定な立場に置き続けることは妥当でなく、早期開始を弁護人が求めている以上、必要以上に延期することは認められない。

弁護人：8月から公判を開始することに異論ない。

弁護人としては、これまでの書面からも明らかのように、内部に粉体がある状態を前提として争点整理を進めてきたのであり、この点については検察官・裁判所との間でも異論がなかったものと認識している。法令の趣旨からいっても当然である。冒頭陳述ができないために期日を延期してほしいという検察官の意見は全く妥当でな

い。

裁判所：弁護側の意見は承知した。

証人の予定日を今からさらに前倒しするのは難しいと考えられること、本件のような否認事件で弁護側立証から始めるのは適切でないことから、本日は公判前整理手続を終結させず、次回期日に終結させた後、8月3日に第一回公判期日（場合によってはその日の午前中を公判前整理手続期日として、午後から第一公判期日）とし、8月5日に証人から尋問を始めていき、並行して証拠開示を進める方針としたい。

弁護人：進行については異論ないが、公判前整理手続終結後、再度期日間整理手続に付す予定ということでよいか。

裁判所：その予定である。

弁護人：裁判例を見るに、そのような柔軟な公判前整理手続の運用は適法性に問題が生じることもあるように思う。後々手続きの適法性が問題視されることは望ましくなく、この点に対する裁判所の考えを確認しておきたい。

裁判所：ご指摘の裁判例を現在把握できているわけではないが、個々の事案ごとの問題であって、あくまで手続保障が十分に図られていれば問題にはならないものと考えている。

やはり証拠開示については、検察官の応答を受けて、弁護人から裁定請求がなされた後に、検察官の意見を聞いて裁判所が判断するというプロセス自体は避けがたく、そこで1か月程度は必要になってしまふため、期日間整理に付すこと自体はやむを得ないと考えている。

検察官も上記の進行方針で検討されたい。

検察官：承知した。

裁判所：証拠開示についてだが、現在どのような状況か。

検察官：すでに経産省からは回答はあったのだが、全面不開示というものであり、検察官としても全面不開示が相当とは考えていないので、もう少し開示範囲について広げられないか、再度経産省側に求める予定である。

裁判所：経産省に早く回答してもらうために回答期限を設定するべきではないか。

検察官：回答時期については、再度経産省側と相談するようとする。

裁判所：7月半ばまでに検察官としての開示不開示の応答までできなか。経産省に早く回答させることが重要であるし、元々経産省の案件なのだから経産省は早く回答すべきでもある。また、それが来ないと裁判も進められない。

弁護人は何か意見あるか。

弁護人：裁定請求自体は避けがたいので、手続が遅延しないよう迅速に進めていただきたい。

裁判所：おそらく裁判は避けがたいとは思うが、検察官の開示不開示が決まらないことには進められない。

弁護人：記載内容が不十分であることは承知の上で、証拠の標目の作成と、決定後あらためて裁定請求をした場合に検察官が迅速に意見を返せるよう、今回の裁定請求書を出している。

裁判所：検察官は証拠の標目については対応可能か。

検察官：検討する。

今回対象となっている証拠は、期日間で開示した同業他社の証拠と同様、警察が経産省関係者等から事情聴取した際のメモである。当該証拠は、現在、警察が保管する資料を事实上送付してもらっている状態で、正式に送致されたわけではないため、証拠一覧表にはまだ載っていない。また、警察の聴取メモであるため、経産省自身が中身を把握しているものではなく、経産省にあらためて内容を確認

してもらっているものである。

裁判所：経産省があらためて内容を確認するということだと、7月15日までの回答は難しいかもしれないが、できれば15日、遅くとも7月中に検察官としての開示不開示の応答をしてもらいたい。8月初めまでに弁護人から裁定請求がなされたとして、検察官は反論内容をすぐに出せるだろうから、裁判所も、8月中旬か、遅くとも9月半ばまでに裁定できるようにしたい。ただ、その場合、9月27日の期日が期日間整理に被ってしまって、審理に充てられないかもしれないが。次に、検察官の証拠意見についてだが、相島のメールなど一部が不同意になっているが、その趣旨は何か。

検察官：関連性と信用性を争う趣旨である。

裁判所：それなら、弁護人の方で関連性については立証があるだろうから、おそらく取り調べる方向になると思う。
そのほかの不同意もすべて同じ趣旨か。

検察官：そのとおりである。

裁判所：裁判所としてはよほど変な証拠でない限りは、証拠はある方が助かるので、WEBページや論文について伝聞性を争う趣旨でないのなら、採用する方向である。もし伝聞性を争う場合は意見を出すように。

他方で、弁護人も、不同意になった証拠のうち、取り下げてもいいものがあれば、取り下げについても検討をお願いしたい。

検察官：弁護人には、弁28号証の添付ファイルについても開示をお願いしたい。

弁護人：承知した。

裁判所：AGに関する一般的な説明資料は証拠として提出される予定はないか。特に争いのない前提事項かとは思うが、省庁のHPなどで構わないので、証拠の一覧性のために提出してもらえるとありがたい。

わざわざ AG の概要などを尋問で聞くのも無駄だろうと思うので、双方とも検討されたい。

それでは、7月15日の期日は取り消して、次回期日を7月16日13時30分とする。

以上

・主に冒頭陳述と証拠開示の関係で期日が延期できないか、上記のとおり、やり取りがなされました。

・冒頭陳述とは、公判の初めに、検察官がこれからどのような事実を立証し、それがどのような犯罪に当たるのかを述べる行為です。

検察官は、弁護側から実際に粉体を製造した場合を想定した実験等が提出されたことを受け、装置内部に粉体がある状態での温度上昇条件や、粉体の状態の菌の死滅条件についての検討が不十分であり、現在の証拠では立証が不足しているため、解釈論や追加立証について再検討しなければならず、現状のままで冒頭陳述ができない旨の主張がなされました。

これに対して裁判所は、要旨、冒頭陳述は本来起訴した時点で出来るはずのものであるから、弁護側の反論を受けて冒頭陳述が出来なくなることはあり得ない」とし、冒頭陳述を理由とする延期は認めないと示しました。

・証拠開示とは、主張関連証拠開示手続のことを指します。主張関連証拠開示とは、弁護側が検察官に対して、一定の証拠の開示を請求する制度で、請求を受けた検察官は、開示した場合の不利益の大きさを踏まえて、証拠開示に応じるか否かを決めます。もし検察官が不开示とした場合は、弁護側は、裁判官に対して、検察官の不开示決定に対する不服申立て（裁定請求）を行います。裁判官が開示すべきと判断した場合、裁判官は検察官に対して開示するよう命令を出すことになります。

現在、弁護側は、検察官に対して、捜査過程で経産省やシスティック関係者から事情聴取した際のメモを開示するよう求めていました。検察官は、これらのメモには経産省の内部情報等が記載されていることから、開示の可否について経産省と調整中であり、すぐには結論を出せないと述べています。

このメモには、経産省として本件要件ハについてどのように考えていたのかが記載されているものと予想されるため、このメモの開示不开示に決着がつくまで経産省の [REDACTED] 証人や [REDACTED] 証人の尋問には進めず、そのためにこれらの尋問

期日を延期することになります。

- ・以上のとおり、尋問の前提事項である証拠開示が終わるまで、7月16日と8月3日に予定されていた [REDACTED] 証人と [REDACTED] 証人の証人尋問期日が行えないことから、これらの尋問期日は取り止めとなりました。

そして、証拠開示手続には少なく見積もっても1か月程度の期間を要することから、8月5日の [REDACTED] 証人の尋問からスタートし、その後、[REDACTED] 証人・[REDACTED] 証人の尋問、（さらに場合によっては弁護側証人）と進めていくことになりました。

これらの証人尋問と並行して証拠開示手続を進めていき、証拠開示手続が済み次第、[REDACTED] 証人・[REDACTED] 証人の尋問に移っていく予定です。

- ・そのほか、弁護側の証拠について上記のとおりのやり取りがなされました。裁判所は基本的には採用する方針ですが、検察官から採用すべきでない旨の意見が出ていることから、弁護側の方からも意見なし補充資料を提出する等して対応する予定です。
- ・その他、ご不明な点がございましたら、遠慮なくお申し付けください。
引き続きよろしくお願ひいたします。

以上